

法的分離(兼業規制)に伴う行為規制の検討(兼職等①)について

平成29年5月31日(水)



本日ご議論いただく論点の位置づけ

(1)兼職(取締役等)に関する規律

✓ 例外として兼職が許容される取締役等の範囲 等

(2)兼職(従業者等)に関する規律

- ✓ 兼職が禁止される重要な役割を担う従業者の範囲
- ✓ 例外として兼職が許容される従業者の範囲 等

(3)業務の受委託等に関する規律

✓ 例外として許容される一般送配電事業者による業務の受委託の内容 等

(4)グループ間の利益移転等(通常の取引条件)に関する規律

- ✓ 「通常の取引の条件とは異なる条件であって適正な競争関係を阻害するおそれのある条件」の具体的な 判断基準
- ✓ 規制の対象となる一般送配電事業者と特殊の関係のある者の範囲 等

(5) 社名・商標・広告宣伝・建物・システムの分離等に関する規律

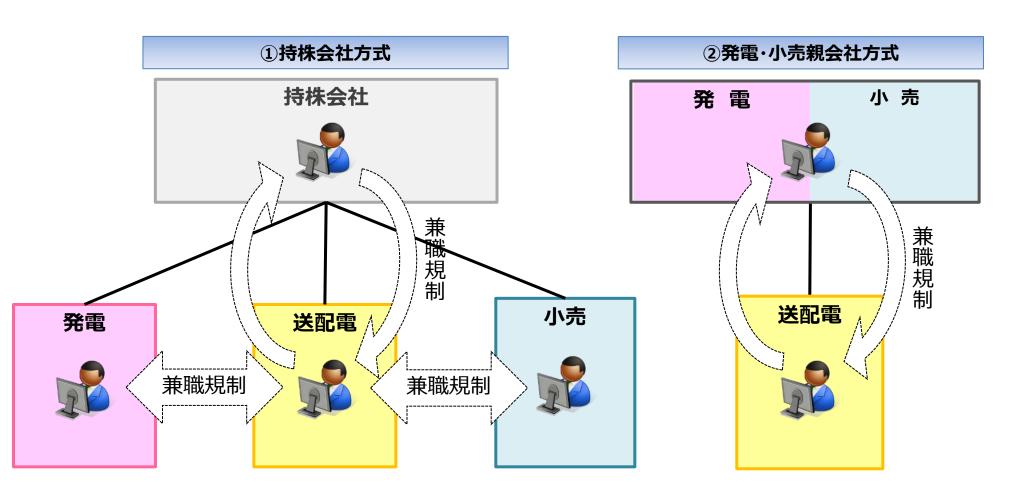
- ✔ 一般送配電事業を行う者と外形的に判断できる社名の判断基準
- ✓ 独自商標の設定の義務付け及び一定の経過措置の要否
- ✓ 禁止される一般送配電事業者とグループ会社との共同での営業や広告宣伝の判断基準
- ✓ 建物・システムを一般送配電事業者と共用する場合の基準 等

<u>(6)その他</u>

- ✓ 機関設計に関する規律
- ✓ その他 等

兼職に関する規制について

改正電気事業法においては、一般送配電事業者のより一層の中立性を確保するため、法的分離とあわせて、その従業者等がグループ内の発電・小売事業者の従業者等を兼職することについて、一定の規制をかけることとされた。



① 送配電部門の法的分離の実施と行為規制

- ○電力市場における活発な競争を実現する上では、送配電ネットワーク部門を中立化し、 適正な対価(託送料金)を支払った上で、誰でも自由かつ公平・平等に送配電ネット ワークを利用できるようにすることが必須。
- 送配電事業の一層の中立性の確保を図るため、現在認められている発電・小売事業と送 配電事業の兼業を原則禁止する(送配電事業の「法的分離」)。
- なお、送配電会社がグループ内の小売会社を優遇して、小売競争の<u>中立性・公平性を損なうことのないよう</u>、人事や会計などについて適切な「<u>行為規制</u>」を講ずる。

「行為規制」の具体的内容

- 1. 人事等における中立性確保のための措置
- 4. その他社名や広告などに関する措置
- 2. 業務委託における中立性確保のための措置
- 5. 行為規制を遵守する体制整備に関する措置

3. ファイナンス取引に関する措置

検討すべき論点

- 改正電気事業法においては、以下の図のように兼職規制が規定されている。その対象となる従業者の範囲(①及び②)や、禁止の例外(③及び④)について、省令で規定することとされているところ、どのように規定すべきか。(本日及び次回議論)
- また、過去の経歴による就任制限や退任後のグループ会社への就任に関する規律等は、 どうあるべきか。(次回以降議論)

改正電気事業法の兼職禁止規定の概要

		特定関係事業者(グループ内の発電・小売等)		
		取締役等	重要な役割を担う 従業者②	その他の従業者
一般	取締役等	原則禁止		
送配電 事業者	特定送配電等業務に 従事する従業者①	(例外あり③)	原則禁止 (例外あり④)	兼職可
	その他の従業者		兼職可	兼職可

改正電気事業法

(一般送配電事業者の取締役又は執行役の兼職の制限等)

- 第二十二条の三 <u>一般送配電事業者の取締役又は執行役は、その特定関係事業者</u>(一般送配電事業者の子会社(会社法第二条第三号に規定する子会社をいう。以下同じ。)、親会社(同条第四号に規定する親会社をいう。以下この項及び第二十七条の十一の三第一項において同じ。)若しくは当該一般送配電事業者以外の当該親会社の子会社等(同法第二条第三号の二に規定する子会社等をいう。以下同じ。)に該当する小売電気事業者若しくは発電事業者又は当該小売電気事業者若しくは発電事業者の経営を実質的に支配していると認められる者として経済産業省令で定める要件に該当する者をいう。以下この款において同じ。)の取締役、執行役その他業務を執行する役員(以下この項及び第二十七条の十一の三第一項において「取締役等」という。)又は従業者を、一般送配電事業者の従業者は、その特定関係事業者の取締役等を、それぞれ兼ねてはならない。ただし、電気を供給する事業を営む者(以下「電気供給事業者」という。)の間の適正な競争関係を阻害するおそれがない場合として経済産業省令で定める場合は、この限りでない。
- 2 一般送配電事業者は、次の各号に掲げるその特定関係事業者ごとに当該各号に定める当該特定関係事業者の従業者を、当該一般送配電事業者が営む一般送配電事業の業務その他変電、送電及び配電に係る業務のうち、電気供給事業者間の適正な競争関係の確保のためその運営における中立性の確保が特に必要な業務として経済産業省令で定めるもの(第二十三条の二第一項において「特定送配電等業務」という。)に従事させてはならない。ただし、電気供給事業者間の適正な競争関係を阻害するおそれがない場合として経済産業省令で定める場合は、この限りでない。
 - 一 小売電気事業者 小売電気事業の業務の運営において重要な役割を担う従業者として経済産業省令で定める要件 に該当するもの
 - 二 発電事業者 **発電事業の業務の運営において重要な役割を担う従業者として経済産業省令で定める要件**に該当するもの
 - 三 前項本文の経済産業省令で定める要件に該当する者 その経営を実質的に支配していると認められる小売電気事業 者又は発電事業者の経営管理に係る業務の運営において重要な役割を担う従業者として経済産業省令で定める要件 に該当するもの
- 3 経済産業大臣は、一般送配電事業者の取締役、執行役又は従業者が第一項の規定に違反した場合には一般送配電事業者又はその特定関係事業者に対し、一般送配電事業者が前項の規定に違反した場合には一般送配電事業者に対し、当該違反を是正するために必要な措置をとることを命ずることができる。

6

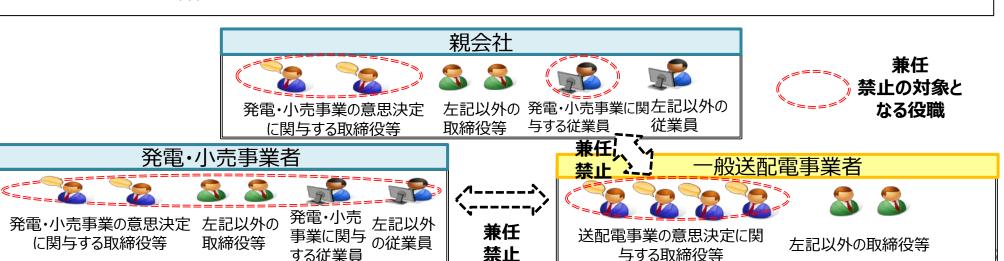
改正電気事業法

- (一般送配電事業者の特定関係事業者が一般送配電事業者の従業者をその従業者として従事させることの制限等)
- 第二十三条の二 次の各号に掲げる一般送配電事業者の特定関係事業者は、当該一般送配電事業者が営む特定送配電等業務に従事する者を、当該各号に定める従業者として従事させてはならない。ただし、電気供給事業者間の適正な競争関係を阻害するおそれがない場合として経済産業省令で定める場合は、この限りでない。
 - 一 小売電気事業者 **小売電気事業の業務の運営において重要な役割を担う従業者として経済産業省令で定める要 件**に該当するもの
 - 二 発電事業者 **発電事業の業務の運営において重要な役割を担う従業者として経済産業省令で定める要件**に該当するもの
 - 三 第二十二条の三第一項本文の経済産業省令で定める要件に該当する者 その経営を実質的に支配していると認められる小売電気事業者又は発電事業者の経営管理に係る業務の運営において重要な役割を担う従業者として経済産業省令で定める要件に該当するもの
- 2 経済産業大臣は、一般送配電事業者の特定関係事業者が前項の規定に違反した場合には、一般送配電事業者の特定関係事業者に対し当該違反を是正するために必要な措置をとることを命ずることができる。

取締役等の兼職禁止の範囲について(制度設計WGの議論)

平成26年10月の電力システム改革小委員会制度設計WGにおいては、取締役等の兼職について、 以下のように禁止することが適当であると整理された。

- 一般送配電事業者については、送配電の意思決定に関与する取締役等を兼職禁止の対象とする。
- 送配電の意思決定に関与しない取締役 (※) が存在する会社については、「全取締役 (一般送配電事業の意思決定に関与する取締役を含む。) の半数 + 1 」を兼職禁止の対象とする。
- 発電・小売事業者 (親会社を除く) については、その全ての取締役等・従業員について兼職禁止の対象とする。
- 親会社については、発電・小売事業の意思決定又は業務に関与する場合に限り、兼職禁止の対象とする。
- ※ 「一般送配電事業の意思決定に関与しない取締役等」については、①指名委員会等設置会社において一般送配電事業の業務執行の決定全てを執行役に委任した場合の当該執行を委任された執行役ではない取締役、②監査等委員会設置会社において一般送配電事業に関する業務執行の決定全てを取締役に委任した場合における当該委任を受けた取締役以外の取締役が該当すると考えられるが、③それ以外の会社においても、取締役会において一般送配電事業に関する議事・議決を行う場合に、その議事に参加せず、議決を行わない取締役であれば、当該取締役等に該当すると評価できる。



取締役等の資格に関する規律①(資格制限の対象となる取締役等)

<論点>

第9回制度設計WG資料抜粋 平成26年10月

一般送配電事業者の中立性を害する恐れは、取締役等(※)の行う業務範囲によって異なるのではないか。資格制限の対象となる一般送配電事業者の取締役等の範囲が問題となる。

(※)取締役及び指名委員会等設置会社(本年6月に成立した改正会社法(施行日は公布日から1年6月以内で 政令で定める日。未施行)により「委員会設置会社」から名称変更。)における執行役をいう。

く検討>

一般送配電事業に関する業務の意思決定に直接関与できる取締役等か否かによって「自己が所属するグループ会社である発電・小売事業者の利益を図る目的で、一般送配電事業の業務運営に関与する恐れ」は異なる。もっとも、取締役については、当該意思決定を行わない場合であっても、会社の組織に関する重要な意思決定を行う(次頁参照)ため、資格制限の対象から一切除外するのは適切ではない。

<方向性>

- 「一般送配電事業の意思決定に関与する全ての取締役等」については、資格制限の対象としてはどうか
- 一般送配電事業の意思決定に関与しない取締役が存在する会社の取締役については、「全取締役(一般送配電事業の意思決定に関与する取締役を含む。)の半数+1」について資格制限の対象としてはどうか

<資格制限の対象となる取締役等(例)>



(※) 「一般送配電事業の意思決定に関与しない取締役等」については、①指名委員会等設置会社において一般送配電事業の業務執行の決定全てを執行役に委任した場合の当該執行を委任された執行役ではない取締役、②監査等委員会設置会社(本年6月に成立した改正会社法により新設)において一般送配電事業に関する業務執行の決定全てを取締役に委任した場合における当該委任を受けた取締役以外の取締役が該当すると考えられるが、③それ以外の会社においても、取締役会において一般送配電事業に関する議事・議決を行う場合に、その議事に参加せず、議決を行わない取締役であれば、当該取締役等に該当すると評価できるのではないか。

参考> 指名委員会等設置会社・監査等委員会設置会社について

·<u>指名委員会等設置会社</u>

第9回制度設計WG資料抜粋 平成26年10月

- 取締役会の中に指名委員会、監査委員会及び報酬委員会を置く株式会社をいう(平成26年6月法律第90号による改正後の会社法(新会社法)2条12号)。
- 執行役が経営者であり、取締役会は主にその監督機関の役割を担うもの(監督と執行の制度的分離)。その ため、業務の意思決定を大幅に執行役に委ねることが可能。
- ただし、以下の事項の決定については、執行役への委任が認められず取締役会が決定しなければならない。

①経営の基本方針(中長期計画等)

⑤計算書類等の承認、中間配当

- ②執行役の選解任等重要な業務執行組織等に係る事項
- ⑥会社の組織再編行為(事業譲渡・会社分割)に関する事項 ⑦取締役、執行役の利益相反取引等の承認・責任の一部免除

③内部統制システムに関する事項

- ⑧譲渡制限株式の譲渡承認等
- ④株主総会に係る事項(株主総会の招集の決定等)
- · 監查等委員会設置会社
- 監査役や指名委員会及び報酬委員会を置かず、監査等委員会が監査等を担う株式会社をいう(新会社法2条11号の2)。
- 取締役会の監督機能の充実という観点から、自ら業務執行をしない社外取締役を複数置くことで業務執行と 監督の分離を図りつつ、そのような社外取締役が、監査を担うとともに、経営者の選定・解職等の決定への関 与を通じて監督機能を果たすことを意図する会社形態。
- 監査等委員会設置会社では、業務執行は業務執行取締役が行うが、①取締役の過半数が社外取締役である場合、又は②定款の定めがある場合、取締役会決議によって、重要な業務執行の決定を取締役に委任することが可能。委任することができる事項の範囲は、指名委員会等設置会社において執行役への委任が認められる事項と基本的には同様。

取締役等の資格に関する規律③(兼任禁止の対象となる事業者における役職等)

<論点>

平成26年10月

第9回制度設計WG資料抜粋

兼任禁止の対象となる事業者における役職等(発電・小売事業の意思決定に関与する取締役等か否か、従業 員か否か等)に応じて、一般送配電事業者の中立性を害する恐れの程度は変わるのではないか。

く検討>

自己が所属するグループ会社の利益を図る目的は、その会社での役職、意思決定の範囲や担当する業務にかかわらず、 所属している以上生じる。

ただし、親会社全体の予算計画等について、一般送配電事業者の取締役等が親会社の取締役等として一切の意見を言 えないとすると、かえって一般送配電事業者として合理的な意思決定ができない恐れがある。また、親会社については、 グループ会社全体を統括する立場にあるため、発電・小売事業に関する利害関係を有する側面と一般送配電事業に関す る利害関係を有する側面の二面性を有する。

く方向性>

に関与する取締役等

- 発電・小売事業者(一般送配電事業者の親会社を除く)との兼任は、全ての取締役等・従業員を対象 に禁止してはどうか
- 一般送配電事業者の親会社との兼任は、 「発電・小売事業の意思決定又はその事業に関与する場合 | に限り禁止してはどうか

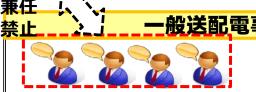


発電・小売事業者 発電・小売事業の意思決定 左記以外の

取締役等

する従業員

兼任 禁止





兼任

禁止の対象と なる役職

資格制限

の対象となる

取締役等

資格制限の対象となる 左記以外の取締役等 取締役等

一般送配電事業の意思決定に関与する取締役の具体的意味について

<委員・オブザーバーからの御指摘>

第11回制度設計WG資料抜粋 平成26年12月

第9回制度設計ワーキンググループ事務局提出資料参照

意思決定に関与する取締役についてのみ規制の対象となっているが、その業務の担当でない他の取締役についても、取締役会 決議に参加していれば、意思決定に関わっていると言えるし、取締役としての監視義務があるといえるのではないか。

く検討>

第9回WGでは、資格制限の対象となる取締役等について、「一般送配電事業の意思決定に関与するか否か」に応じて、以下の方向性を提示させていただいたところ。

「く方向性>

■ 「一般送配電事業の意思決定に関与する全ての取締役等」については、資格制限の対象としてはどうか

取締役会設置会社においては、原則として全ての取締役の過半数で意思決定(業務執行の決定)が行われる(会社法369条1項・362条2項1号)ことから、取締役である以上、一般送配電事業に関する担当取締役か否かに関わらず、全ての取締役が「一

般送配電事業の意思決定に関与する」取締役に該当すると考えられる。

ただし、以下の場合は、例外的に「一般送配電事業の意思決定に関与しない」取締役等に該当するといえるのではないか。

①指名委員会等設置会社(7頁参照)である場合

- (a) 一般送配電事業の業務執行の決定全てを執行役に委任した場合(会社法416条4項)における、当該執行を委任された執行役を兼務していない取締役
- (b) 一般送配電事業の業務執行の決定に関する委任を受けていない執行役(代表執行役を除く)

②監査等委員会設置会社(7頁参照)である場合

一般送配電事業の業務執行の決定全てを特定の取締役に委任した場合(会社法399条の13第5項・6項)における、当該全部 又は一部の委任を受けた取締役以外の取締役(代表取締役を除く)

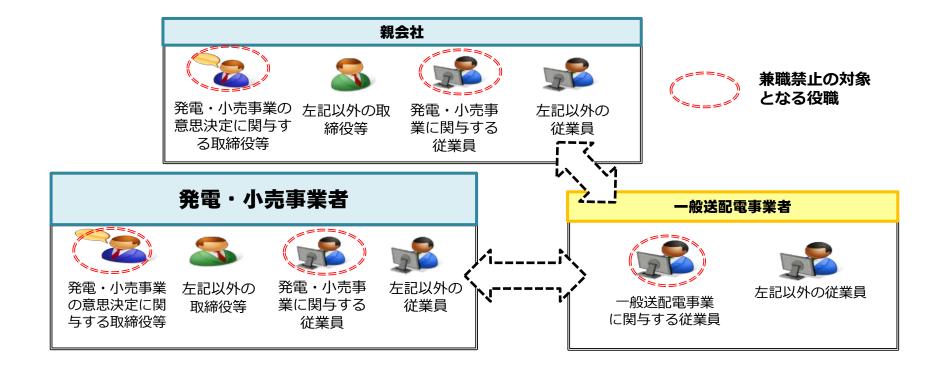
③それ以外の取締役会設置会社である場合

取締役会において一般送配電事業に関する議事・議決を行う場合に、その議事に参加せず、議決を行わないことが担保されている取締役(代表取締役を除く)

従業者の兼職禁止の範囲について(制度設計WGの議論)

平成26年10月の制度設計WGにおいては、従業者の兼職について、以下のように禁止することが適当であると整理された。

- 一般送配電事業に関与する従業者(※)について、兼任禁止の対象となる事業者の発電・小売事業の意思決定に関与する取締役等や発電・小売事業に関与する従業者(※)との兼職を禁止することが適当。
 - ※間接部門(人事・経理等)のみを担当している従業者は含まない。



従業員の人事管理について①(兼職・過去の経歴・一般送配電事業者への在籍出向)

一般送配電事業者の従業員の人事管理(兼職・過去の経歴・在籍出向)について、どのような規律を設けるべき

か(※)。なお、兼任禁止の対象となる事業者の範囲は、取締役等の場合とパラレルに考えるべきではないか。

<論点>

第9回制度設計WG資料抜粋 平成26年10月

(※)従業員の人事管理の規律を検討するにあたっては、一般送配電事業における系統運用等に関する人材育成には、一般送 配電事業のみならず、発電事業における発電所の現場の運用等も経験することが重要であることも踏まえた柔軟な検討が必要で はないか。なお、重要な使用人については、別途検討する(いずれの点も、15頁についても同様。)。 <検討> ① 兼職について

- 一般送配電事業に関与する従業員が、同時にグループ会社の発電・小売事業の意思決定に関与する取締役等や発電・
- 小売事業に関与する従業員である場合、情報の目的外利用等が行いやすい状況にあり、一般送配電事業者の中立性が害 される恐れがあるのではないか。 ② 過去の経歴について
- グループ会社を既に退職している場合は、兼職の場合と比較して中立性を害する恐れは低く、また、従業員の上記特 質(※)を踏まえ、制限を設けないこととしてはどうか。

③ 一般送配電事業者への在籍出向について 出向元との関係で雇用契約を維持しつつ一般送配電事業者の従業員となる在籍出向は、一般送配電事業に関する意思 決定に関与せず、一般送配電事業者からの指揮・監督に基づき業務を行う立場となるため、兼職の場合と比較して一般 送配電事業者の中立性を害する恐れは低いのではないか。ただし、グループ会社との間の雇用契約を維持したままであ ることから、場合によっては差別的取扱い等の行為が行われる可能性は否定できない。このため、報告徴収等を通じて 出向の状況を確認し、状況に応じた監視を行う必要があるのではないか。

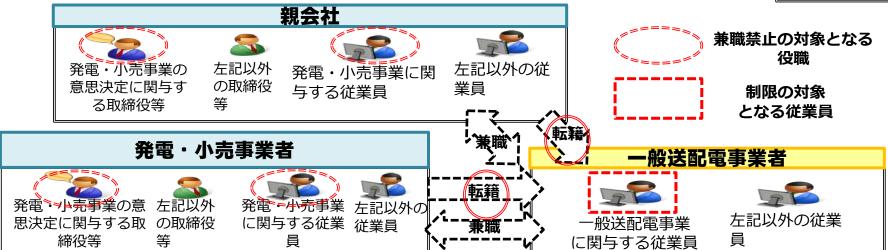
「く方向性>

- 一般送配電事業に関与する従業員(※)については、兼任禁止の対象となる事業者の発電・小売事業 の意思決定に関与する取締役等や発電・小売事業に関与する従業員(※)との兼職を禁止してはどうか
- (※) 間接部門(人事・経理等)のみを担当している従業員は含まれない。 過去発電・小売事業者の取締役等又は従業員であった者が、一般送配電事業者の従業員となることに
- 制限を設けないこととしてはどうか
- 一般送配電事業者への在籍出向については、制限をしないものの、報告徴収等を通じて出向の状況を 確認し、状況に応じた監視を行うこととしてはどうか

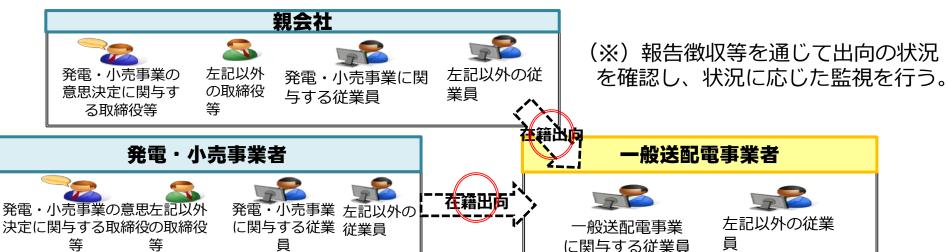
従業員の人事管理について①(兼職・過去の経歴・一般送配電事業者への在籍出向)

【兼職・過去の経歴】

第9回制度設計WG資料抜粋 平成26年10月



【一般送配電事業者への在籍出向】



く参考>

・ 電気通信事業では、NTT東西とNTTコミュニケーションズとの間で在籍出向は行わないこととされている(実施計画5(2))。

15

従業員の人事管理の制限の必要性について

第11回制度設計WG資料抜粋 平成26年12月

<委員・オブザーバーからの御指摘>

人事管理の制限は、職業選択の自由や採用の自由を制限する事前規制であるため、一定の立法 事実が必要。

<従業員の人事管理に関する制限の必要性(立法事実)>

一般送配電事業者の従業員が、グループ会社の従業員の地位に就いている等の場合、当該従業員が、自己の従事する一般送配電事業に関して、所属するグループ会社である発電・小売事業者の利益を図ることにより、送配電事業の中立性を害する恐れが存在する(実際に送配電事業の中立性に関して問題となる事例も発生している。)。

そのため、現在各一般電気事業者が、「適正な電力取引についての指針」に基づき策定している行動規範等においても、中立性を害する恐れの高い兼務や人事異動に制限を設けている。

実際、一般送配電事業に関する日常業務については、全てについて取締役等が決定している訳ではなく、現場の判断で実施されている部分もあるため、一般送配電事業者の従業員が中立性を害する行為を行う恐れがある。

そこで、一般送配電事業に従事する従業員については、一般送配電事業者の中立性確保の観点から、発電・小売事業者が行う発電・小売事業との兼職を制限することなどの一定の制限が必要ではないか。

なお、EUにおいても、ITOの従業員については、グループ会社である発電・小売事業者の従業員となることを禁止するなどの制限が行われている。

従業員の人事管理について(職業選択の自由との関係)

第11回制度設計WG資料抜粋 平成26年12月

<委員・オブザーバーからの御指摘>

職業選択の自由の観点から、人事管理に関する規制の必要性はよく検討すべき。

取締役等のような事業の意思決定を行う企業の利益代表者と、それに該当しない従業員とを明確に区別するべき。また、従業員といっても様々な立場があるため、立場に応じて分けて考える必要があるのではないか。

<職業選択の自由との関係(人事管理規制の合理性)>

ご提案している内容は、企業による従業員の人事管理に関する一定の規律を設けるもの、すなわち、一般送配電事業者やそのグループ会社である発電・小売事業者が、一定の業務に従事している者や従事していた者をその人事管理権に基づき一定の業務に従事させることを制限するものであり、直接職業選択の自由(憲法22条1項)を制約するものではない(※)。

(※)違反した場合であっても、事業者に対する業務改善命令や罰則の適用を行うこととなる。

もっとも、企業の人事管理に関する規律であるとしても、その制約については、一般送配電事業者の中立性確保の観点から必要かつ合理的な限度における制限である必要があるが、具体的な検討にあたっては、以下の観点などからの取締役等とは異なったより柔軟な検討が必要。

- ①従業員は、一般送配電事業の意思決定に直接関与する者ではないこと。
- ②従業員といっても種々多様であり、具体的な職務に応じて中立性に影響を与える程度に差があること。
- ③一般送配電事業における系統運用等に関する人材育成には、一般送配電事業のみならず、発電事業における発電所の現場の運用等も経験することが重要であることも踏まえた柔軟な検討が必要であること。
- ④ただし、従業員のうち重要な使用人については、実質的に意思決定を行っていると評価することができること。

第9回WGでの提案は、以上のような点を踏まえ、一般送配電事業者の従業員が従事する業務の内容やその制限の態様によって分類を行い、中立性に影響を与えうる従業員に限定して人事管理に関する規制を提案したものであるが、今後ガイドライン等において人事管理の規制対象となる「一般送配電事業に関与する従業員」のより詳細な範囲等について規定する際には、本WGでいただいたご指摘にも十分留意しつつ、規定することとしたい。 17

検討すべき論点

- 改正電気事業法においては、以下の図のように兼職規制が規定された。
- その対象となる従業者の範囲(①及び②)や禁止の例外(③及び④)について、省令で規定することとされているところ、どのように規定すべきか。(本日及び次回議論)
- また、過去の経歴による就任制限や退任後のグループ会社への就任に関する規律等は、どうあるべきか。(次回以降議論)

改正電気事業法の兼職禁止規定の概要

		特定関係事業者(グループ内の発電・小売等)		
		取締役等	重要な役割を担う 従業者②	その他の従業者
一般	取締役等	原則禁止		
送配電 事業者	特定送配電等業務に 従事する従業者①	(例外あり③)	原則禁止 (例外あり④)	兼職可
	その他の従業者		兼職可	兼職可

- ① 電気供給事業者間の適正な競争関係の確保のためその運営における中立性の確保が特に必要な業務として経済産業省令で定める業務に従事する者
- ② 発電事業・小売電気事業の業務の運営において重要な役割を担う従業者として経済産業省令で定める要件に該当するものに従事する者など
- ③・④ 電気供給事業者間の適正な競争関係を阻害するおそれがない場合として経済産業省令で定める場合

改正電気事業法

(一般送配電事業者の取締役又は執行役の兼職の制限等)

- 第二十二条の三 <u>一般送配電事業者の取締役又は執行役は、その特定関係事業者</u>(一般送配電事業者の子会社(会社法第二条第三号に規定する子会社をいう。以下同じ。)、親会社(同条第四号に規定する親会社をいう。以下この項及び第二十七条の十一の三第一項において同じ。)若しくは当該一般送配電事業者以外の当該親会社の子会社等(同法第二条第三号の二に規定する子会社等をいう。以下同じ。)に該当する小売電気事業者若しくは発電事業者又は当該小売電気事業者若しくは発電事業者の経営を実質的に支配していると認められる者として経済産業省令で定める要件に該当する者をいう。以下この款において同じ。)の取締役、執行役その他業務を執行する役員(以下この項及び第二十七条の十一の三第一項において「取締役等」という。)又は従業者を、一般送配電事業者の従業者は、その特定関係事業者の取締役等を、それぞれ兼ねてはならない。ただし、電気を供給する事業を営む者(以下「電気供給事業者」という。)の間の適正な競争関係を阻害するおそれがない場合として経済産業省令で定める場合は、この限りでない。
- 2 <u>一般送配電事業者は、次の各号に掲げるその特定関係事業者ごとに当該各号に定める当該特定関係事業者の従業</u>者を、当該一般送配電事業者が営む一般送配電事業の業務その他変電、送電及び配電に係る業務のうち、**電気供給事業者間の適正な競争関係の確保のためその運営における中立性の確保が特に必要な業務として経済産業省令で定めるもの**(第二十三条の二第一項において「特定送配電等業務」という。)<u>に従事させてはならない</u>。ただし、<u>電気供給事業者間の適正な競争関係を阻害するおそれがない場合として経済産業省令で定める場合は、この限りでない</u>。
 - 一 小売電気事業者 **小売電気事業の業務の運営において重要な役割を担う従業者として経済産業省令で定める要件** に該当するもの
 - 二 発電事業者 **発電事業の業務の運営において重要な役割を担う従業者として経済産業省令で定める要件**に該当するもの
 - 三 前項本文の経済産業省令で定める要件に該当する者 その経営を実質的に支配していると認められる小売電気事業 者又は発電事業者の経営管理に係る業務の運営において重要な役割を担う従業者として経済産業省令で定める要件 に該当するもの
- 3 経済産業大臣は、一般送配電事業者の取締役、執行役又は従業者が第一項の規定に違反した場合には一般送配電 事業者又はその特定関係事業者に対し、一般送配電事業者が前項の規定に違反した場合には一般送配電事業者に対し、 当該違反を是正するために必要な措置をとることを命ずることができる。

19

改正電気事業法

- (一般送配電事業者の特定関係事業者が一般送配電事業者の従業者をその従業者として従事させることの制限等)
- 第二十三条の二 次の各号に掲げる一般送配電事業者の特定関係事業者は、当該一般送配電事業者が営む特定送配電等業務に従事する者を、当該各号に定める従業者として従事させてはならない。ただし、電気供給事業者間の適正な競争関係を阻害するおそれがない場合として経済産業省令で定める場合は、この限りでない。
 - 一 小売電気事業者 **小売電気事業の業務の運営において重要な役割を担う従業者として経済産業省令で定める要 件**に該当するもの
 - 二 発電事業者 **発電事業の業務の運営において重要な役割を担う従業者として経済産業省令で定める要件**に該当するもの
 - 三 第二十二条の三第一項本文の経済産業省令で定める要件に該当する者 その経営を実質的に支配していると認められる小売電気事業者又は発電事業者の経営管理に係る業務の運営において重要な役割を担う従業者として経済産業省令で定める要件に該当するもの
- 2 経済産業大臣は、一般送配電事業者の特定関係事業者が前項の規定に違反した場合には、一般送配電事業者の特定関係事業者に対し当該違反を是正するために必要な措置をとることを命ずることができる。

改正電気事業法に基づく兼職規制の考え方

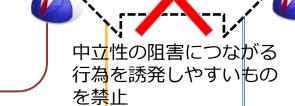
- 現行の電事法においても、送配電事業の中立性を確保するための措置として、情報の目的外利用・提供の禁止、差別的取扱いの禁止が規定されている。(禁止行為)
- こうした措置に加えて兼職規制を導入する趣旨は、より確実に送配電事業の中立性を確保するため、 中立性の阻害につながる行為を誘発しやすい兼職を禁止するもの。
- このような観点から、省令で定める兼職禁止の範囲を検討すべきではないか。

【法で禁止されている兼職のイメージ】

送配電

- ○取締役又は執行役
- ○従業者

電気供給事業者間の適正な競争関係の確保のためその運営における中立性の確保が特に必要な業務 (経済産業省令で定めるもの:特定送配電等業務)



グループ内の発電・小売等

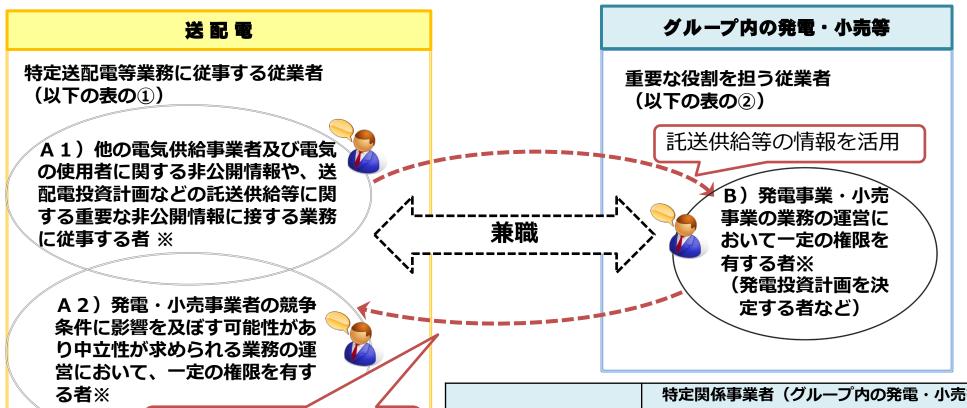
- ○取締役等
- ○従業者

小売電気事業・発電事業の業務の運営において重要な役割を担う従業者 (経済産業省令で定める要件に該当するもの)

		特定関係事業者(グループ内の発電・小売等)		
		取締役等	重要な役割を担う従業者 ②	その他の従業 者
	取締役等	CE 0.1 ** 1		
一般 送配電 事業者	特定送配電等業務に 従事する従業者①	原則禁止 (例外あり ③)	原則禁止 (例外あり④)	兼職可
7.40	その他の従業者	9)	兼職可	兼職可

従業者の兼職に関する規制について

● 従業者について法で兼職禁止する範囲は、中立性の阻害につながる行為が誘発されやすい兼職と考えられる、 以下のAとBとの兼職とすることが適当ではないか。



※:「一定の権限」および「重要な非公開情報」の範囲については、さらなる明確化が必要であり、次回以降議論する。

兼職先の発電・小売等が

有利になるよう行動

		特定関係事業者(グループ内の発電・小売等)			
		取締役等	重要な役割を担う 従業者②	その他の従業者	
	取締役等	西 則林.L			
一般 送配電 事業者	特定送配電等業 務に従事する従 業者①	原則禁止 (例外あ り③)	原則禁止 (例外あり④)	兼職可	
	その他の従業者		兼職可	兼職可 2 2	

(参考) 一般送配電事業者の業務



管理業務

用地関連

- ・用地対策の調整、 実施
- ·用地交渉 等

工務関連

・送変電設備の工 事に関する調査、 設計、実施等

電力系統等 運用関連

- ·中央給電指令所 (給電指令、需 給運用計画)
- ·系統給電指令所
- ・系統運用の計画 策定、実施 等

配電関連

- ・配電設備の投資 方針の策定
- ・配電設備の運営・管理
- ・配電設備の修繕
- ・スマメの運用・管理等

送変電関連

- ・送変電設備の投 資方針の策定
- ・送変電設備の運 営・管理
- ・送変設備の修繕 等

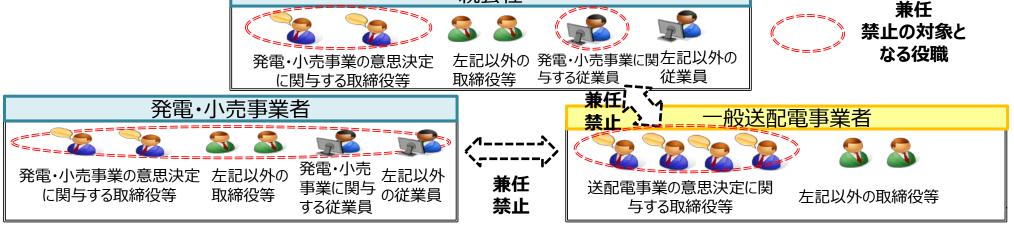
ネットワーク 営業関連

- ·託送供給等約款 関連
- •料金業務
- N W関連窓口、問い合わせ
- ·最終保障·離島 供給関連
- ·電気需給契約業 務 等

取締役等の兼職禁止の例外について

- 取締役等の兼職禁止の例外は、制度設計WGにおける整理で良いか。
- 一般送配電事業者については、送配電の意思決定に関与する取締役等を兼職禁止の対象とする。
- 送配電の意思決定に関与しない取締役 (※) が存在する会社については、「全取締役 (一般送配電事業の意思決定に関与する取締役を含む。) の半数 + 1 」を兼職禁止の対象とする。
- 発電・小売事業者 (親会社を除く) については、その全ての取締役等・従業員について兼職禁止の対象とする。
- 親会社については、発電・小売事業の意思決定又は業務に関与する場合に限り、兼職禁止の対象とする。
- ※ 「一般送配電事業の意思決定に関与しない取締役等」については、①指名委員会等設置会社において一般送配電事業の業務執行の決定全てを執行役に委任した場合の当該執行を委任された執行役ではない取締役、②監査等委員会設置会社において一般送配電事業に関する業務執行の決定全てを取締役に委任した場合における当該委任を受けた取締役以外の取締役が該当すると考えられるが、③それ以外の会社においても、取締役会において一般送配電事業に関する議事・議決を行う場合に、その議事に参加せず、議決を行わない取締役であれば、当該取締役等に該当すると評価できる。

親会社



取締役等の兼職について(考えられるケース)

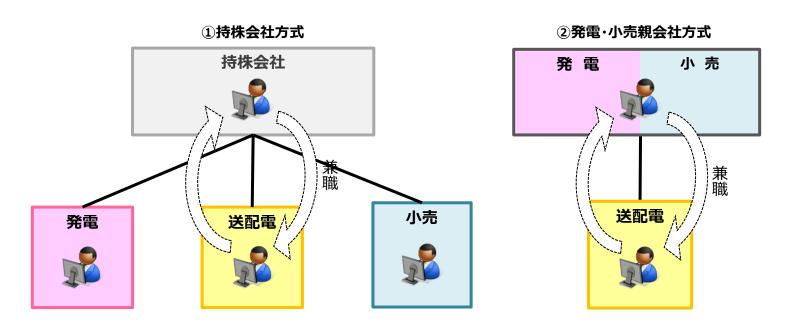
(1)親会社の取締役等が、送配電会社で送配電事業の意思決定に関与しない取締役等(以下)を兼職

- 業務執行権限がなく、監督のみを行う取締役
- 送配電の意思決定に参加しない取締役
- ・ 送配電の意思決定に参加しない執行役(例:間接部門担当執行役) など

(2)送配電会社の取締役等が、親会社で発電・小売の意思決定に関与しない取締役等(以下)を兼職

- 業務執行権限がなく、監督のみを行う取締役
- 発電・小売の意思決定に参加しない取締役
- 発電・小売の意思決定に参加しない執行役(例:間接部門担当執行役) など

(3)親会社の間接部門を担当する取締役等が、送配電会社の間接部門を担当する取締役等を兼職



第2次EU指令

〇送電系統運用者の経営責任者は、発電、配電及び 電力供給の日常的運用に直接的又は間接的に責 任を負う統合型電力事業の会社組織に関与しては ならない。

対象者	就任前	就任中	退任後	
経営責任者		兼務禁止		<u>,</u>
その他の役職員	_	_	_	

第3次EU指令

OITOの下記の対象者は、垂直統合型事業者の送電系統運用者以外の部門との関係において、その職位又は職責等を有してはならない。



	対象者		就任前	就任中	退任後
	経営責任者 経営組織の構成員	過半数	3年間		4年間
		それ以外	6ヶ月		
	系統の運用、維持、増強に関し て経営幹部に属する者に直接報 告する者・法令遵守担当者		3年間	兼務禁止	4-LIN
	その他の職員		_		_

(※)ITOとグループ会社間の職員派遣は禁止(EU指令17条1項(c))

【第3次EU指令について】

- ○ITOにおいては、Supervisory Body(垂直統合型事業者の代表、垂直統合型事業者と利害関係のない株主の代表及び加盟国の関係法令に規定があれば送電系統運用者の従業員等のその他の利害関係者で構成される機関)が、取締役等の選任等や、ITOの株主資産価値に重要な影響を与える事項(送電系統運用者の日常活動、系統管理や系統開発10カ年計画の準備に必要な活動を除く)の決定を行っている(EU指令20条2項、1項)。
- OSupervisory Bodyの半数から1を減じた数の構成員は、ITOの経営責任者及び経営組織の構成員と同様の兼任等の禁止に関する規制が課されている(EU指令20条3項第1文)。
- 〇垂直統合型事業者とは、同一の者が直接的・間接的に支配する権限を有し、送電又は配電業務のうち少なくとも一つの業務と発電又は小売業務の少なくとも一つの業務を行う、一電気事業者又は電気事業者グループをいう(EU指令2条21項)。

改正電気事業法(関連する規定)

(一般送配電事業者の禁止行為等)

- 第二十三条 一般送配電事業者は、次に掲げる行為をしてはならない。
 - 一 託送供給及び電力量調整供給の業務に関して知り得た他の電気供給事業者及び電気の使用者に関する情報を当該業務の用に供する目的以外の目的のために利用し、又は提供すること。
 - 二 その託送供給及び発電量調整供給の業務その他の変電、送電及び配電に係る業務について、特定 の電気供給事業者に対し、不当に優先的な取扱いをし、若しくは利益を与え、又は不当に不利な取 扱いをし、若しくは不利益を与えること。
 - 三 前二号に掲げるもののほか、電気供給事業者間の適正な競争関係を阻害するものとして経済産業 省令で定める行為をすること。

(電気供給事業者間の適正な競争関係を確保するための体制整備等)

第二十三条の四 一般送配電事業者は、経済産業省令で定めるところにより、託送供給及び電力量調整 供給の業務に関して知り得た情報その他その一般送配電事業の業務に関する情報を適正に管理し、か つ、託送供給及び電力量調整供給の業務の実施状況を適切に監視するための体制の整備その他電気供 給事業者間の適正な競争関係を確保するために必要な措置を講じなければならない。

(参考) 適正取引ガイドライン①

適正な電力取引についての指針(抜粋)

- (2) ネットワーク運営の中立性の確保
- (2) 1 1 一般送配電事業者の託送供給等業務に関して知り得た情報の目的外利用の禁止ア公正かつ有効な競争の観点から望ましい行為
 - ①託送供給等業務に関連した小売電気事業又は発電事業を行う他の者との情報連絡窓口は、一般送配電事業者の自己又はグループ内の小売部門ではなく、当該一般送配電事業者の送電サービスセンター・給電指令所とする。また、一般送配電事業者は、他の電気供給事業者との情報受付・情報連絡窓口を明確化する。
 - ② 一般送配電事業者において託送供給等業務を行う従業員は、自己又はグループ内の発電部門又は小売部門の業務は行わない。ただし、供給設備の事故や非常災害時等、緊急的に供給支障を解消することが必要な場合、又は小規模事業所や山間部等における水力発電所等において業務運営の効率性が著しく阻害されることとなる場合には、自己又はグループ内の発電部門又は小売部門の従業員が一般送配電事業者の託送供給等業務を行うこと、又は一般送配電事業者において託送供給等業務を行う従業員が自己又はグループ内の発電部門又は小売部門の業務を行うことを妨げるものではない。
 - ③ 上記②に掲げるもののほか、一般送配電事業者は、現在、自己又はグループ内の発電部門又は小売部門と連携して行われている一般送配電事業者の送配電業務の過度の硬直化・非効率化を招かないように留意し、連携して行う必要のある業務については、当該業務を明確化する。
 - ④託送供給等業務に関して知り得た他の電気供給事業者及び電気の使用者に関する情報(以下「関連情報」という。)の遮断のため、一般送配電事業者において託送供給等業務を行う従業員は、関連情報の記載のある文書・データを厳重に保管し、 託送供給等業務を行う部門から他部門への関連情報の伝達及び両部門間の関連情報の共有(社内文書交換、共通サーバへのアクセス等)等を厳格に管理する。また、一般送配電事業者において託送供給等業務を行う部門は、自己又はグループ内の発電部門・小売部門とは別フロアーにする等により、物理的に隔絶する。

(参考) 適正取引ガイドライン②

適正な電力取引についての指針(抜粋)

- (2) ネットワーク運営の中立性の確保
- (2) -1-1 一般送配電事業者の託送供給等業務に関して知り得た情報の目的外利用の禁止
- ア 公正かつ有効な競争の観点から望ましい行為
 - (①~④ 前頁に記載)
 - ⑤ 一般送配電事業者において託送供給等業務を行う部門と自己又はグループ内の発電部門・小売部門との人事交流に当たっては、関連情報についての両部門間の情報遮断を確保するため、行動規範を作成し、従業員に遵守させる。なお、両部門を統括するような地位にある従業員、経営者等についても行動規範を遵守させる。
 - ⑥ 送電サービスセンター又は給電指令所に提供された関連情報について、託送供給等業務を遂行するため一般送配電事業者において託送供給等業務を行う部門から自己又はグループ内の発電部門又は小売部門に依頼・伝達せざるを得ない場合、他の電気供給事業者や関連する発電所・電気使用者の名称等データを特定する必要のないものを、送電サービスセンター又は給電指令所において符号化して業務依頼等を行うなどの対応により、当該情報を他部門が目的外に活用できないように厳格に管理する。
 - ⑦ 一般送配電事業者において託送供給等業務を行う部門と他部門との関連情報の遮断に関して、社内規程 程又は社内マニュアルを作成し、公表する。また、当該社内規程等の遵守状況に係る管理責任者を選任し、 公表する。
 - ⑧ 卸電力市場において供給力の調達・販売を行うトレーディング部門は、一般送配電事業者の自己又はグループ内の発電部門又は小売部門の一部と位置付け、当該一般送配電事業者において託送供給等業務を行う部門と関連情報の遮断を確保する。

(参考) 関連する国会質疑(平成27年5月13日 経済産業委員会)

○中根(康)委員

続きまして、兼職禁止の規制対象についてでありますけれども、小売や発電事業者の事業の業務の運営において重要な役割を担う従業者として経済産業省令で定める要件に該当するもの、小売や発電事業者の経営管理に係る業務の運営において重要な役割を担う従業者として経済産業省令で定める要件に該当するものなどと定められておりますけれども、「重要な役割を担う従業者」という表現というのは若干曖昧さが残る表現であって、重要な業務と重要でない業務の線引きは極めて困難であるというふうに考えますけれども、この「重要な役割を担う従業者」というのはどのような意味をあらわすものでしょうか。

○多田政府参考人

お答え申し上げます。ガス製造事業、ガス小売事業さまざまございますけれども、そのさまざまな業務の中で、例えば製造事業でありましたら L N G 基地の投資計画業務といったようなことでございますとか、あるいは小売でありますとガス小売の販売戦略の策定業務、こうしたものが一つ想定されます。その中で「重要な役割を担う従業者」ということでございますので、一定の裁量権限を有しますいわゆる管理的な立場にある従事者、こういったものを規定する考えでございます。